浪江町で農業を営む申立人が所有する農業用機械(トラクター・コンバイン・籾乾燥機)の財物損害が賠償された事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解すること とし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認 する。

記

損害項目

- ア 申立人所有のトラクター (整備形式 ○○) の財物損害
- イ 申立人所有のコンバイン (整備形式 ○○) の財物損害
- ウ 申立人所有の籾乾燥機(整備形式 ○○)の財物損害
- 2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る和解金として
 - ア 申立人所有のトラクター (整備形式 ○○) の財物損害

金126万8029円

- イ 申立人所有のコンバイン (整備形式 ○○) の財物損害 金55万3000円
- ウ 申立人所有の籾乾燥機(整備形式 ○○)の財物損害金162万9440円

の合計金345万0469円の支払義務のあることを認める。

- 3 (支払方法 省略)
- 4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める もののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年1月31日